

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕

○裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）

〔省 令〕

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七三）

〔告 示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一四）

○無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によるものが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件の一部を改正する件（同二一五）

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（同二一六）

○海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件の一部を改正する件（同二一七）

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二四七）

○日本国に帰化を許可する件（同二四八）

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務二六八）

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委二）

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産八二三）

○保安林の指定をする件（同八二四）

○保安林の指定施設要件を変更する件（同八二五）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通五九三、五九四）

○留萌ダムの建設が完了した件（同五九五）

○航路標識に関する件（海上保安庁一四四、一四七）

○道路に関する件（関東地方整備局二六二、二六三）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局八八）

○道路に関する件（九州地方整備局七三、七四）

○道路に関する件（北海道開発局七九、八〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

国家試験

第五十二回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（文部科学省・経済産業省）

公聴会

大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求（公害等調整委員会公示二）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係

会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年五月二十八日

最高裁判所

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。
第二条を削る。

第一条の見出しを「法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情」に改め、同条中「裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一号中「第八条第二号に掲げる」を「第八条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第三号中「第三条第三項」を「次条第三項」に、「両親が育児休業等」を「育児休業」に、「当該計画に基づいて当該裁判官の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育した」を「三月以上の期間を経過した」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間）
第一条 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間は、五十七日間とする。

第三条第三項中「第一条第三号」を「前条第三号」に、「両親が育児休業等」を「育児休業」に改める。

第八条中「次に掲げる」を「育児休業をしていない裁判官について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする」に改め、各号を削る。

第九条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は前条第一号に掲げる場合」を削る。

